

吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱の一部を改正する要綱（案）の概要

1 改正の趣旨

近年の物流の進展などに伴い、大規模物流センターの建設など広大な開発に対する消防水利施設の設置基準の適正化を図るため、近隣状況を踏まえ、消防水利施設等に関する指導要綱を見直すにあたり、関係事業者等の方の意見を聞き、案のとおり意見公募を行うものです。

2 改正案の概要

(1) 開発行為の面積に対する消防水利施設の設置基準の見直し

(2) 消火栓の設置を免除する区域の追加、修正

(3) 文言の整理

詳細は、別添の吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱の一部を改正する告示（案）のとおり

3 施行予定日

令和3年11月上旬予定

4 意見募集内容と募集期間

吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱の内容全般について

令和3年9月15日（水）から令和3年10月14日（木）まで

5 閲覧場所

(1) 吉川松伏消防組合消防本部警防課、吉川消防署、松伏消防署及び吉川消防署南分署

(2) 吉川松伏消防組合ホームページ (<http://www.yoshimatsu-119.jp/>)

6 意見提出をできる方

(1) 吉川市及び松伏町在住の方

(2) 吉川市又は松伏町に事務所若しくは事業所を有する方、又は関係事業者

7 意見の提出方法

(1) 吉川松伏消防組合消防本部警防課窓口への提出

※平日の午前8時30分から午後5時00分まで

(2) 吉川松伏消防組合消防本部警防課への郵送

〒342-0016 吉川市大字会野谷481番地

吉川松伏消防組合消防本部 警防課警防係宛て ※10月14日必着

(3) FAXの場合

FAX：048-981-7150

(4) 電子メール

アドレス：keibou@yoshimatsu-119.jp

8 注意事項等

(1) 意見を提出するときは、住所、氏名（法人その他団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）及び連絡先を明記してください。

(2) 意見提出をする際は、別紙「意見公募手続きに係る意見提出書」を使用してください。

9 提出された意見に対する消防組合の考え方について

お寄せいただいたご意見に対する消防組合の考え方につきましては、10月中旬を目途に消防組合ホームページで公表する予定です。

なお、個別の質問に対する回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

10 個人情報の取扱いについて

意見提出をしていただいた方の個人情報については、準用する吉川市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、今回の意見公募においてのみ使用します。

問合せ先：吉川松伏消防組合消防本部

警防課警防係

電話：048-982-3968

意見公募手続きに係る意見提出書

件名 「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱（案）」

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

(意見の内容)